

令和元年 7 月 2 5 日
京 都 市 消 防 局
(担当 総務課 212 - 6629)

給油取扱所におけるガソリン販売時の安全対策及び防火管理の徹底について

7 月 1 8 日に発生した伏見区の京都アニメーション第一スタジオにおける火災を受け、京都市では緊急検証対策チームを設置し、今後の対応を協議したところです。

この度、当該協議において緊急の実施事項とした「給油取扱所におけるガソリン販売時の安全対策の徹底と更なる安全対策の検討」及び「市内の防火対象物に対する消火・避難訓練の徹底」について、次のとおり実施しますので、お知らせします。

1 ガソリンの容器販売時の確認の実施

京都府石油商業組合及び京都市危険物安全協会等、関係団体と連携し、市内の給油取扱所において従業員が顧客の依頼を受けガソリンを容器に詰め替える場合、容器の材質等に加え、次の事項についても確認するよう依頼しました。

- ・身分証明書（顔写真のある運転免許証等）の提示などによる本人確認
- ・住所、氏名、販売日時、販売数量及び使用目的の記録

2 給油取扱所における安全指導【取材案内】

(1) 日時

令和元年 7 月 2 5 日（木）午後 1 時～

(2) 場所

向井石油株式会社 国道十条給油所
(南区上鳥羽菅田町 2 番地)

(3) 内容

従業員に対し、消防署員によるガソリンの容器販売時における安全指導を実施します。

3 市内の防火対象物に対する通知

(1) 通知先

火災予防運動協力推進機関、京都市自衛消防隊連絡協議会、京都市危険物安全協会、京都市防火協会等

(2) 内容

チェックリスト（別添資料参照）を活用した避難経路の自主点検、消防用設備の維持管理、消防訓練の実施等

【チェックリスト】

	実施項目	確認結果
消防計画	1 当事業所の消防計画を作成している場合は、全員に周知してください。	
	2 災害発生時の実施担当者は誰ですか。(実態に合っていますか。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡担当者 ・ 初期消火担当者 ・ 避難誘導担当者 	
	3 自主検査は、誰が実施担当者ですか。	
消火器等	1 消火器の設置場所を覚えてください。 自分の持場から近い順に2箇所以上覚えてください。	
	2 消火器の使い方を覚えてください。 使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。	
	3 屋内消火栓設備がある場合は、その設置場所と使い方を覚えてください。 操作手順は、屋内消火栓設備のボックス内に明記されています。	
こんろ等	1 こんろ等の周辺は、よく整理整頓して可燃物を近くに置かないでください。 また、ダクトの清掃をしてください。	
	2 こんろ等は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず火を消してください。	
	3 こんろ等の取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。	
	4 終業時には、こんろ等の点検を行い、安全を確認してください。	
喫煙※	1 指定された場所で喫煙し、水の入った吸い殻入れに捨ててください。	
	2 終業時には、集めた吸い殻が確実に消火している（水に濡れている）ことを確認し廃棄してください。	
危険物	1 危険物（ガソリン、シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者等の責任者の承認を受けてください。	
	2 危険物を使用するときは、小分けにして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気厳禁で取り扱ってください。	
避難施設等	1 避難口、廊下、階段、避難通路には、避難障害となる物品を絶対に置かないでください。また、避難口までのルートを確認してください。	
	2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を絶対に置かないでください。	
	3 避難器具が設置されている場合は、使い方を確認してください。	
放火防止	1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。	
	2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠してください。	
	3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所へ持って行ってください。	
訓練	1 通報連絡 119番通報します（所在地、目標、火災の状況など）。 また、大声で火災の発生を周囲に知らせてください。	
	2 消火活動 消火器（屋内消火栓設備）を使って、消火活動を行います。	
	3 避難誘導 安全な避難口（出入口）を選んで、避難口まで在館者を誘導します。	

※ 健康増進法の対象施設については、同法に従ってください。